

資料編

保全利用協定ロゴマーク

保全利用協定認定証

保全利用協定リーフレット（事業者用）

保全利用協定リーフレット（行政用）

土地利用規制現況図

自然環境マップ

<保全利用協定ロゴマーク>

締結事業者は、保全利用協定のロゴマークをパンフレット、HP、その他の広告媒体で使用する事が可能です。ロゴマークの入手方法は、事務局にお問い合わせください。

なお、保全利用協定の認定は、事業者ではなく、「協定」自体に与えられるものなので、**必ずその協定区域を明記**してください。



記載例：〇〇地区保全利用協定

<保全利用協定認定証>

協定締結代表事業者へのみ1枚発行します。(次ページ参照)

協定締結事業者間でコピーを取り、それぞれで所持してください。

制度を広く普及し、沖縄の自然を保全するために、
ロゴマークは積極的にご活用してもらえればと思います。

また、本認定書は、事務所に掲示する等保全利用協
定制度のアピールに用いてください。



保全利用協定認定証

(株)〇〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇〇〇〇〇

あなたが締結した保全利用協定は沖縄振興特別措置法第21条
第5項の規定により認定します

協定の名称 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

協定区域 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
(〇△□〇△□〇△□〇△□)

有効期間 平成〇□年〇月△日から
平成〇△年□月△日まで

平成〇〇年〇月〇△日

沖縄県知事 〇〇 〇〇



保全利用協定とは

沖縄県内において環境保全型自然体験活動(いわゆる「エコツアー」)に該当に係る事業者が、環境保全型自然体験活動を行う場所(エコツアーフィールド)以下フィールド)の適正な保全と利用を目的として、地域住民・関係者からの意見を適正に反映しつつ、事業者間で自主的に策定・締結するルールのことです。その内容が適切なものであれば、沖縄県知事がこれを適当なものとして認定することができます。保全利用協定制度は、地域の資源の保全と利用に責任がもてる事業者の活動を支援することで、エコツーリズムの理念に沿った自然体験活動が促進されることを目的として沖縄県特別措置法に盛り込まれた制度です。

環境保全型自然体験活動とは

野生の動植物の観察/地形・地質などの自然景観の鑑賞/シーカヤック、スキューバダイビング等による自然探訪、自然体験を通じた環境教育、学習/地域の自然に密着した文化や暮らしの体験学習等

保全利用協定とエコツーリズム推進

エコツーリズムを推進するにあたり、エコツアーの対象となる地域資源(自然や文化)を保全するための配慮が不可欠であり、資源を持続的に保全・利用していくためのルールを策定し、ガイドや事業者などの関係者間でそのルールを守っていくことが重要です。

近年、自然体験型の観光プログラムが新たな産業として関心を集める反面、過剰な観光利用や自然環境保全への配慮がない観光事業者等による自然環境の荒廃が懸念されていることから、沖縄県では、地域の資源を保全・利用するためのルールである保全利用協定制度の普及に取り組んでいます。

保全利用協定締結のメリット

保全利用協定締結によって、協定区域におけるそれぞれの主体の方々へ下記のようなメリットが想定されます。

事業者のみなさま

- 「環境に配慮した事業をしていることのPRになる」
- 「フィールドを利用する事業者同士で、話し合う機会を持てる」
- 「周辺の地域のみなさんに、フィールドを利用していることへの理解が得られる」
- 「そのフィールドの持続的な利用につながる」

地域住民のみなさま

- 「生活の周辺地域を利用する事業等に、環境に配慮するよう促すことができる」
- 「事業者を把握することができる」
- 「生活周辺地域の環境保全と持続的利用につながる」
- 「地域としての環境配慮の取り組みとしてPRできるとともに、住民(人)への啓発になる」

行政のみなさま

- 「管理するフィールドを利用する事業者に、環境に配慮するよう促すことができる」
- 「フィールドを利用する事業者を把握することができる」
- 「周辺地域住民への啓発につながる」
- 「管理するフィールドの環境保全と持続的利用につながる」

エコツアーやダイビング事業をされているみなさま
こんなことでお困りではないですか？

ケース1

“ツアーをしているフィールドが、使われすぎて荒れてきている。”

ケース2

“ツアーをしているフィールドの、混雑が激しい。”

ケース3

“フィールドまわりに
放置されるごみが多
くなっている。”



ケース5

“フィールドをつかっている
他の事業者と話がしたい。”

ケース4

“フィールドの近くで生活
している人たちからの意
見を知りたい。”



そのフィールドの保全利用協定(エコツアーール)をつくってみましょう。

保全利用協定(エコツアーール)は、そのフィールドの環境を大事にしながら持続的に活用する方法を、事業者同士で話し合い、地域の方々にもツアーについて理解してもらい、沖縄県に認めってもらう仕組みです。ぜひ有効に活用しましょう。

※フィールドとは、自然体験活動・エコツアーを行う場所のことです

保全利用協定締結事例

仲間川地区保全利用協定〔竹富町〕

仲間川地区保全利用協定は、同制度の利用第1号として、西表島の仲間川で活動している道業観光事業者、カヌー3事業者の計5事業者によって策定・締結され、平成16年6月に沖縄県知事の認定を受けました。

平成16年3月策定 旅行期間の短縮、2ストロークエンジン船の使用自粛、曳き波が立ちにくい遊覧船の追加導入、滞在時間を長く設定し自然環境を充実させたツアーメニューの開発・導入等が盛り込まれています。

平成22年の見直し 曜日による遊覧船の運行制限、カヌー利用において干潮への1日あたりの入域人数の制限等が追加されています。



比謝川地区保全利用協定〔沖縄本島嘉手納町〕

比謝川地区保全利用協定は、同制度の利用第2号として、沖縄本島中部の比謝川で活動しているカヤック3事業者によって策定・締結され、平成22年3月31日に沖縄県知事の認定を受けました。

内容としては、「自然環境」、「安全管理」、「地域住民の生活・伝統文化」などの各課題事項が定められています。具体的には、マングローブ林保護のためのカヤックの数量規制、地域住民・漁業者への配慮などです。また、比謝川地区の環境の保全に関して、保全利用協定締結以前から、当地域で取組の資機材と協力し、比謝川流域や周辺の遊歩道でのゴミ拾い・お花見などの清掃活動を実施しています。



保全利用協定に関する詳しいお問い合わせ先

<http://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/shizanhogo/index.html>

沖縄県 環境生活部 自然保護課 自然保護班
〒900-8570 沖縄県那覇市嘉手納1-2-2 行政棟4階(北側)
電話番号：098-866-2243 FAX番号：098-866-2240



保全利用協定

エコツールール作成のススメ 行政のみなさまへ

保全利用協定とは

沖縄県内において環境保全型自然体験活動（いわゆる「エコツアー」）に該当に係る事業者が、環境保全型自然体験活動を行う場所（エコツアーフィールド）以下フィールド内の適正な保全と利用を目的として、地域住民・関係者からの意見を適正に反映しつつ、事業者間で自主的に制定・締結するルールのことです。その内容が適切なものであれば、沖縄県知事がこれを適当なものとして認定することができます。

保全利用協定制度は、地域の資源の保全と利用に責任をもてる事業者の活動を支援することで、エコツーリズムの理念に合った自然体験活動が促進されることを目的として沖縄振興特別措置法に盛り込まれた制度です。

環境保全型自然体験活動とは

野生の動植物の観察/地形・地質などの自然景観の鑑賞/シーカヤック、スキューバダイビング等による自然探訪、自然体験を通じた環境教育、学習/地域の自然に密着した文化や暮らしの体験学習等

保全利用協定とエコツーリズム推進

エコツーリズムを推進するにあたり、エコツアーの対象となる地域資源（自然や文化）を保全するための配慮が不可欠であり、資源を持続的に保全・利用していくためのルールを制定し、ガイドや事業者などの関係者間でそのルールを守っていくことが重要です。

近年、自然体験型の観光プログラムが新たな産業として関心を集める反面、過剰な観光利用や自然環境保全への配慮がない観光事業者等による自然環境の荒廃が懸念されていることから、沖縄県では、地域の資源を保全・利用するためのルールである保全利用協定制度の普及に取り組んでいます。

保全利用協定締結のメリット

保全利用協定締結によって、協定区域におけるそれぞれの主体の方々へ下記のようなメリットが想定されます。

行政のみなさま

- 「管理するフィールドを利用する事業者に、環境に配慮するよう促すことができる」
- 「フィールドを利用する事業者を把握することができる」
- 「周辺地域住民への理解につながる」
- 「管理するサイトの環境保全と持続的利用につながる」

地域住民のみなさま

- 「生活の周辺地域を利用する事業者に、環境に配慮するよう促すことができる」
- 「事業者を把握することができる」
- 「生活周辺地域の環境保全と持続的利用につながる」
- 「地域としての環境配慮の取り組みとしてPRできるとともに、住民1人1人への啓発になる」

事業者のみなさま

- 「環境に配慮した事業をしていることのPRになる」
- 「フィールドを利用する事業者同士で、話し合う機会を持つ」
- 「周辺の地域の人々に、フィールドを利用していることへの理解が得られる」
- 「そのフィールドの持続的な利用につながる」

保全利用協定締結までのおおまかな流れ

保全利用協定締結までのおおまかな流れです。■については協定後の協定に基づいた活動です。それぞれのステップについて詳しくは沖繩県環境生活部自然保護課へお問い合わせください。



1 協定締結に向けた話し合い

同じフィールドを利用している事業者が中心となって、協定区域に係る地域住民や関係者の意見も踏まえながら保全利用協定を作成していくステップです。主に以下の四つの流れで保全利用協定を作成していきます。

- ①事業者による話し合い
- ②地域住民・関係者からの意見聴取
- ③協定区域の設定
- ④保全利用協定の作成

2 保全利用協定の締結・申請

■で作成した協定も事業者間で締結し、申請書類を作成し申請するステップです。

- ①保全利用協定の締結…事業者間で作成した協定を締結します。協定区域を使用する事業者数の過半数が締結したものが有効となります。
- ②保全利用協定の申請…締結した協定の申請書類を作成し、沖縄県知事(事務局)へ郵送してください。受け取った段階で申請が完了となります。

5 認定委員会による内容審査

公告・報覧による一般からの意見聴取、市町村長からの意見聴取が完了した保全利用協定は、認定委員会による内容審査が行われます(2週間以内)。

3 一般への公告・報覧

申請された協定は公告・報覧(2週間)が行われます。何らかの理由で保全利用協定に反対するものは、その意見を沖縄県知事(事務局)に提出することができます。提出された意見は、認定委員会での内容審査の際に認定の是非を検討する材料になります。その際に、沖縄県知事(事務局)による調査(申請者や関係者へのヒアリング等)が行われることがあります。

6 協定への県知事認定

認定委員会での内容審査が完了し、最終的に協定の妥当性が認められた場合、県知事の認定が与えられます。認定が与えられなかった協定については、その理由を明示したうえで申請者へ差し戻されます。県知事の認定を受けた保全利用協定について、沖縄県知事(事務局)はその旨を文書の見送をもって代表締結事業者に通知します。また、県のホームページ上で協定区域および保全利用協定、締結事業者を公表します。

4 市町村への通知と意見の聴取

沖縄県知事(事務局)は申請書類を受領した旨を、協定区域を含む市町村長へ通知し、申請書類を送付します。市町村長は、保全利用協定の内容を、主に地域住民の生活との関係、土地所有者・管理者との関係、地域資源の保全の観点から確認し、その妥当性についての意見書を沖縄県知事(事務局)へ送ります。協定区域が複数の市町村にまたがる場合は、そのすべてに通知します。

7 認定後の協定区域の観察～報告

認定後、協定締結事業者は、協定区域で保全利用協定に基づいた活動を展開します。

- ◆協定区域の観察・記録…協定締結事業者間で協力・分担して、申請した方法によりフィールドの観察・記録を行ってください。
- ◆観察・記録結果の報告…定期報告と必要に応じて随時報告を行って下さい。報告を受けた沖縄県知事は必要に応じて措置等の手配をします。

※フィールドとは、自然体験活動・エコツアーを行う場所のことです。

保全利用協定締結事例

仲間川地区保全利用協定「竹富町」

仲間川地区保全利用協定は、同制度の利用第1号として、西表島の仲間川で活動している遊覧船2事業者、カヌー3事業者の計5事業者によって策定・締結され、平成18年5月に沖縄県知事の認定を受けました。

環境目標の実現 遊覧船の増設、2ストロークエンジン船の使用自粛、生き物が立ちにくい遊覧船の追加導入、滞在時間を長く設定し自然観察を充実させたツアーメニューの開発・導入等が図られています。



環境負荷の軽減 潮位による遊覧船の運行制限、カヌー利用において干潮への1日あたりの入域人数の制限等が図られています。

比謝川地区保全利用協定「沖繩本島嘉手納町」

比謝川地区保全利用協定は、同制度の利用第2号として、沖繩本島中部の比謝川で活動しているカヤック3事業者によって策定・締結され、平成22年3月31日に沖縄県知事の認定を受けました。

所管には、「自然環境」、「安全管理」、「地域住民の生活・伝統文化」などの配慮事項が定められています。具林列には、マングローブ林保護のためのカヤックの数量規制、地域住民・漁業者への配慮などです。また、比謝川地区の環境の保全に資して、保全利用協定締結以前から、同地域で地域の手直しと協力し、比謝川流域や周辺の遊歩道でのゴミ拾いを行うなどの清掃活動を実施しています。



保全利用協定に関する詳しいお問い合わせ先

<http://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/shizenhego/index.html>

沖縄県 環境生活部 自然保護課 自然保護班
 〒900-8570 沖縄県那覇市嘉手納1-2-2 行政棟4階(北側)
 電話番号：098-866-2243 FAX番号：098-866-2240